

直ちに取り組むべき施策に係る論点案

(1) 学校・教師が担う業務の適正化

- ① 「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」の実効性を高めるための取組
 - 「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」については、一定程度浸透してきているものの、自治体や学校ごとに取組状況に差があることから、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、現在の 3 分類の実効性を高めるための取組について、どのように考えるか。

 - ② 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し
 - 標準授業時数を大きく上回って教育課程が編成・実施されている状況を見直していくことについて、どのように考えるか。

 - 学校行事について、取組状況は少しずつ向上していることに加え、行事の精選等については前向きな回答も多いが、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後も、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、教育的意義を改めて捉え直した上で、精選・重点化を図っていくことについて、どのように考えるか。

 - ③ ICT の活用による校務効率化の推進
 - 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に必要不可欠なツールであるとともに、教師の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を実現する上でも極めて大きな役割を果たす ICT の更なる活用の推進について、どのように考えるか。

 - 生成 AI について、個人情報や機密情報の保護に細心の注意を払いながら、教員研修など準備が整った学校での実証研究を推進し、多くの学校での活用に向けた実践例を創出することを含め、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環として活用を推進することについてどのように考えるか。

(2) 学校における働き方改革の実効性の向上等

- ① 地域・保護者等との連携協働
 - 保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら働き方改革に係る取組を進めていくための方策をどのように考えるか。特に、コミュニティ・スクールの活用を推進することについて、どのように考えるか。あわせて、保護者や地域住民

等の理解・協力をさらに得ていくために、学校における働き方改革を総合教育会議において各自治体が積極的に取り扱うべき協議・調整事項として例示することも視野に入れながら、首長部局とも連携を強化していくことについて、どのように考えるか。

- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校のみでは解決が難しい学校・保護者等間の事案について、教育委員会等の行政による支援体制を構築することについてどのように考えるか。また、国が教育委員会等の行政による支援体制の構築に向けて必要な取組を検討することについてどのように考えるか。

② 健康及び福祉の確保の徹底

- 教師の健康及び福祉の確保の観点から、「指針」(※)に規定されている客観的な勤務実態の把握、上限時間の範囲を超えた場合の業務や環境整備等の状況の検証、休憩時間の適切な設定、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間の確保を徹底するための方策についてどのように考えるか。

(※) 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

- また、メンタルヘルスの要因分析や対策の好事例を創出していくことについてどのように考えるか。

③ 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

- 服務監督教育委員会・学校における教師の勤務時間管理について、都道府県・市町村・学校において異なるシステム等が運用されている中、公平な「見える化」を実現していくために、在校等時間の把握に係る全国共通の考え方を改めて示すことについて、どのように考えるか。

(3) 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

① 教職員定数の改善

- 持ちコマ数の軽減等の観点から、骨太方針 2023 に示された「小学校高学年の教科担任制の強化」をはじめとする教職員定数の改善を図ることについて、どのように考えるか。

② 支援スタッフの配置充実

- 教師が教師でなければならない業務に集中できるようにするため、骨太方針 2023 に示された「教員業務支援員の小・中学校への配置拡充」をはじめとする支援スタッフの充実を図ることについて、どのように考えるか。

③ 処遇改善

- 教師の処遇改善については、骨太方針 2023 に「職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す」と示されたことを踏まえ、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、その上でなお、速やかに措置すべき内容について、どのように考えるか。

④ 教師のなり手の確保

- 教師不足への対応として、教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信や学校における人材需要と入職希望者のマッチングの効率化や、骨太方針 2023 に示された「大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定」を図ることについて、どのように考えるか。